



養父市

養父市農業の魅力発信

農業委員会だより



No. 1
令和元年12月
発行



養父市農産業の未来に向かって

農業委員会の
新しい広報誌誕生!



養父市農業委員会では、委員会の活動や農業関連情報を市広報の1区画に「農業委員会だより」として掲載してきましたが、少ない紙面では伝えられる情報に限りがあるため、この度、新しい広報誌を発行することにしました。

この広報誌は、農業委員会の活動状況のみならず、「日本一農業しやすいまち」を掲げ、中山間農業特区として国家戦略特区の指定を受けている養父市農業の発展に寄与していくことを目的に、多様で豊富な情報を発信していきたいと思っております。



養父市農業委員会
会長／谷垣重俊

第1号 もくじ

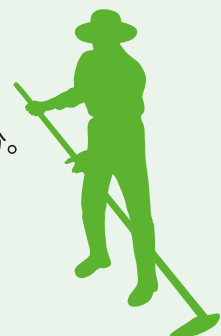


- 農業委員会の新しい広報誌誕生！ 1
- § 1. 農地パトロール(利用状況調査・荒廃農地調査)について 2
- § 2. 農地パトロール現地調査結果(速報) 3
- § 3. ドローンによる農地パトロールの実証実験
- 活動報告、活動予定およびお知らせ 4

§ 1. 農地パトロール(利用状況調査・荒廃農地調査)について

1. 農地パトロールの概要

- 農地法第30条第1項に基づき、市内にある全農地の利用状況調査を毎年実施。
- 農業委員と農地利用最適化推進委員が担当地区別に現地調査を実施。
- 現地調査では、農地における荒廃や営農状況等の情報を把握する。
- 現地調査により把握した荒廃農地を、その荒廃状況に応じ、A分類とB分類に区分。
- A分類区分農地は、農地所有者に利用意向調査を実施し利用促進等を図る。
- B分類区分農地は、今後の農地の活用方針を検討する。



2. 荒廃農地の区分の判断

■ A分類(再生利用が可能な荒廃農地)

伐根、整地、区画整理などを行えば、通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地。



草刈り・耕耘等で容易に復元可能な農地



草刈り・耕耘等で容易に復元可能な農地

■ B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)

山林化しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難とみられる農地。



多年草が生い茂り復元が困難な農地



多年植物が繁茂し山林と一体化した農地

※果樹が植林されている場所や、保安全管理されている場所は荒廃農地ではない。



果樹が植林されており営農状態である



草の茂り等がなく保安全管理がされている

§ 2. 農地パトロール現地調査

地区名	見えてきた問題	課題解決方法
八鹿地区	幹線道路から離れるにつれて農地が荒廃していく傾向がある。 また、農地への進入が困難になった農地が耕作されず放棄されている。	どの地区も高齢化による離農は避けられないため、区や農会が一丸となり地域課題として検討していく必要がある。
養父地区	荒廃農地が年々増加し原野化が急速に進んでいる。人口減少による農業後継者、担い手が減少し荒廃に繋がっている。	農地の区画拡大（1筆30a以上）、農業者リーダー育成、企業法人与自然体共同参画し、生産・販売・開発し安定的な所得を得る。
大屋地区	大きな判定変更はなかったが、農地として再生利用された件数が例年よりも少なかった。昨年の7月豪雨の影響で活用されていない農地があった。	多面的機能支払制度等を活用し、地域ぐるみでの保全が必要である。 人・農地プランを策定し、新規就農者を募り、農地の有効利用を促進していくことが必要である。
関宮地区	関宮地区の西部では、山間部において荒廃化が進み、山林化する農地が増えている。	住民や農会と現地確認を行い、山林化が著しいものについては非農地として扱う必要がある。

<再生された農地事例>



§ 3. ドローンによる農地パトロールの実証実験

ドローンを用いた農地パトロールの実証実験を、2回（養父地区、大屋地区）実施した。上空から撮影された動画や静止画像により、山間部等の立ち入り困難な農地の利用状況が確認でき、荒廃農地等の状況もおおむね判別できることが立証された。

今後は、ドローンを用いたより効率的な農地パトロールの実施に向け検討する。

ドローンにより撮影された動画



山間部の荒廃農地状況



活動報告



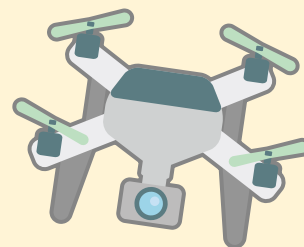
1. 活動報告

(1) 農地パトロール出発式を開催

7月10日（水）養父地域局で令和元年度農地パトロール出発式を行いました。出発式は、副市長をはじめ農林担当部署の同席のもと、市民及び農家の方の理解を広げ、農地を守り活かす気運醸成を図ることを目的に開催しました。

(2) ドローン導入に向けたデモフライトを実施

8月23日（金）農地パトロールでのドローンの活用を目的に、ドローンのデモフライトを養父地域局付近で実施しました。農地パトロールでドローンを使うことにより、農地を上空から確認でき、調査における安全性が向上し、調査の負担軽減と効率化が期待できます。また、9月27日（金）には8月に実施したデモフライトの延長として、実際立ち入りが困難な農地を利用し、その成果を検証しました。



2. 活動予定

(1) お米食味会

生産意欲の向上と養父市産米の価値向上を図るため、毎年稲の刈り取りが終了した後に、その年に収穫したお米の食味会を実施しています。本年度は令和2年2月頃の実施を予定しています。

(2) 農業者との意見交換会

農業に携わる地域農業者の生の声を今後の農業政策へ反映させるため、毎年、農業者と農業委員会との意見交換会を実施しています。本年度も令和2年2月頃の実施を予定しています。



3. 意向調査を予定

新しくA分類と判定した農地所有者に対し、農地法32条第1項の規定に基づく利用調査を行います。調査書が届いた方は必要事項をご記入の上、ご返信ください。

利用意向調査書		農地における利用の意向について					
令和元年〇月〇日		養父市農業委員会 へて					
住所 養父市八鹿町八鹿1675番地		住所 養父市八鹿町八鹿1675					
氏名 養父 市郎 様	養父市 農業委員会 会長 へ	氏名 養父 市郎					
下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれることから、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」に必要な事項を記入の上、令和2年〇月〇日までに同封の返送用封筒にて返送してください。		下記の農地について、以下のとおり利用します。なお、本日から6ヵ月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法(昭和27年法律第299号)第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権等の設定が行われる場合があることについて承知いたします。					
1 農地の所在等	地目	面積(m ²)	調査年月日	利用状況	該当番号 ※右の①~⑤ から選択	預報 公開	※該当番号の選択
農地の所在・地番 八鹿町八鹿●●●	畑	500.00	令和元年9月1日	第1号		同意 非同意	①農地中間管理事業を利用 します。(注1)
八鹿町八鹿●●●	田	1,000.00	令和元年9月1日	第1号		同意 非同意	②農地利用集積円滑化団体 が行う農地所有者代理事 業を利用します。(注2)
						同意 非同意	③自ら所有地の移転や利用